学校法人武蔵野美術大学役員及び評議員退任慰労金規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人武蔵野美術大学(以下「法人」という。)役員又は評議員の 退任時における慰労金について定めることを目的とする。

(在任年数の計算)

第2条 在任年数は、役員又は評議員として就任した日から退任の日までとし、6か月以上は1年、6か月未満は半年として計算する。ただし、再任された者については、年月数を通算する。

(役員の退任慰労金額の算定)

- 第3条 役員の退任慰労金の額は次のとおりとする。
 - (1) 常勤の役員の場合 退任の日における役員報酬月額×在任年数×2.5
 - (2) 非常勤の役員の場合 退任の日における役員報酬月額×在任年数×2.2
- 2 前項の規定にかかわらずこの法人の職員であつて理事であつた者の退任慰労金の額は次のとおりとする。

退任の日における学長手当月額又は常務理事手当月額若しくは役員手当月額×在任年数

(評議員の退任慰労金の算定)

- 第4条 評議員の退任慰労金の額は次のとおりとする。
 - (1) 本法人の職員の場合 退任の日における評議員手当月額×在任年数
 - (2) 本法人の職員でない場合 退任の日における評議員手当月額×在任年数×2.2

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会及び評議員会の議決を要する。

附則

- 1 この規則は、平成16年3月31日から施行する。
- 2 「学校法人武蔵野美術大学役員退任慰労金支給内規」(昭和 58 年 11 月 9 日施行) は、 この規則施行の日をもつて廃止する。